

# 長野県報

9月30日 (月) 令 和 2 年 (2020年) 믉 外

	一 目	次 ————————————————————————————————————
<b>公 告</b> 人事行政の運営等の状況の公表(人事課)		1



#### 公告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運 営等の状況について、別冊のとおり公表します。

令和2年9月30日

長野県知事 阿 部 守 一

事 課

# 長野県の人事行政の運営等の状況

令和2年9月

長 野 県

1	敞貞	りの任免及び職員数に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)	)	新規採用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	)	退職者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(3)	)	定期異動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(4)	)	派遣職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(5)	)	女性職員の登用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(6)	)	退職管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•		•	•	•	•	5
(7)	)	職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•		•	•	•	•	6
2	職員	日の勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•		•	•	•	•	8
(1)		勤務時間の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								•	•	8
(2)	)	時差勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										8
(3)		休暇及び休業等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(4)		時間外(超過)勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
		員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(1)		分限処分数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)		懲戒処分数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
, ,		員の服務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(1)		職員の服務違反・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)		営利企業等の従事許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
, ,		員の研修及び人事評価の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(1)		職員研修の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)		人事評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
, ,		りの福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									•	
(1)		健康診断等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)		共済組合の負担金・掛金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(3)												
		職員互助会の掛金・補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									•	
(4)		公務・通勤災害の認定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
		具給与等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Lither の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										18
(1)		人件費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)		職員給与費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(3)		ラスパイレス指数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(4)		給与改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(5)		職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況										
(6)		職員の初任給の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(7)		職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況・・・・										
(8)		級別職員数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
(9)		職員の手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(10)	)	特別職の報酬等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
(11)		公営企業職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
8 1	職員	員の競争試験及び選考の状況・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
(1)	)	採用試験の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(2)	)	採用試験の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(3)	)	採用選考の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
		F、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状										
10	勤務	条条件に関する措置の要求の状況・・・・・・・・・   益処分に関する審査請求の状況・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
11 2	不利	益処分に関する案本請求の状況・・・・・・・・・										59

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 新規採用者数(令和元年度)

採用者数 部門 事務技術の別 採用職種 84 務 大学卒業程度 技術 53 (大学卒業程度計) 137 事 務 0 一般 短大卒業程度 技 術 1 (短大卒業程度計) 1 事 務 4 試験 高校卒業程度 6 技術 (高校卒業程度計) 10 小·中学校事務職員 16 教育 警察官A 93 警察官B 61 警察 警察職員 (大学卒業程度) 7 警察職員 (高校卒業程度) 8 333 試験採用計 事 務 0 特定任期付 技 術 0 2 事 務 一般任期付 技 術 3 任期付研究員 技 術 0 事 務 14 身体障がい者 技 0 術 事 務 24 社会人経験者 技 17 術 事 務 0 外郭団体職員 0 技 術 看護師 0 技 術 一般 医 師 技 術 4 獣医師 技 術 5 理学療法士等 技 術 0 看護大学等教員 教 員 4 3 事 割愛 選考 技 1 術 技能労務職 技 術 0 事 60 務 再任用 技 術 24 教 員 0 事 務 0 その他 技 4 術 教 諭 498 養護教諭 栄養教諭 18 教育 寄宿舎指導員・実習助手 18 再任用 350 身体障がい者 小・中学校事務職員 2 警察官 33 警察職員 1 警察 警察官 10 再任用 警察職員 選考採用計 1, 119 計 合 1,452

# (2) 退職者数(令和元年度)

# ① 一般行政

(人)

		()()
	区 分	一般行政
	部長級	27
定年	課長級	71
	課長補佐級以下	116
	計	214
	部長級	3
早期	課長級	13
十朔	課長補佐級以下	157
	計 (※1)	173 (29)
	合 計	387

# ② 教育行政

(人)

	区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
	校 長	119	12	3	134
	教頭等	14	6	0	20
定年	教諭等	272	136	46	454
	事務・栄養職員	12	0	9	21
	計	417	154	58	629
	校 長	5	1	0	6
	教頭等	3	1	0	4
早期	教諭等	111	32	17	160
	事務・栄養職員	5	0	1	6
	計 (※1)	124 (59)	34 (8)	18 (8)	176 (75)
	合 計	541	188	76	805

#### ③ 警察行政

(人)

区分		警察行政
	警察官	70
定年	警察職員	17
	計	87
早期	警察官	93
	警察職員	8
	計 (※1)	101 (0)
	合 計	188

(※1) 早期退職者のうち早期退職募集制度認定者数

#### (3) 定期異動の状況

#### ① 異動者数(令和元年4月1日転出ベース)

#### ア 一般行政

(人)

	(/()
区分	一般行政
部 長 級	47
課長級	358
課長補佐級	418
係 長 級	433
その他	721
計	1, 977

#### イ 教育行政

(人)

				(/ */
区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校長	209	45	2	256
教頭等	249	65	3	317
教諭等	1, 474	374	191	2, 039
事務・栄養職員	166			166
計	2,098	484	196	2, 778

#### ウ 警察行政

(人)

	(/ 🗸/
区 分	警察行政
警察官	1, 328
警察職員	147
計	1, 475

# ② 昇任者数 (令和元年4月1日転入ベース)

# アー般行政

(人)

	(/ -/
区 分	一般行政
部 長	22
課長	109
課長補佐	141
係 長	127
計	399

# イ 教育行政

(人)

				(/ 🗸/
区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校長	108	19	4	131
教頭等	129	21	8	158
計	237	40	12	289

# ウ 警察行政

(人)

区	分	警察行政
警察官	警 視	15
言宗日	警部	19
警察職員	管理幹	7
<b>音</b> 祭 概 貝	課長補佐	6
	+	47

#### (4)派遣職員数(令和元年4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	60	68	10
民間・NPO・大学	20	143	1
都道府県	7	1	26
省 庁 等	16	21	32
公益的法人等	85	20	0
計	188	253	69

#### (5) 女性職員の登用状況(令和元年4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

	区分		総登用数 A	うち女性数 B	割合 B/A		
		-	(人)	(人)	(%)		
	部 县	長級	78	4	5. 1%		
_	課!	長 級	639	58	9.1%		
般行政	課長衫	甫佐級	898	110	12. 2%		
政	係 县	長 級	1, 173	276	23. 5%		
	計 (>	<b>%</b> 1)	2, 788	448	16. 1%		
教	校	長	632	85	13. 4%		
教育行	教显	教 頭 等		131	19.0%		
政	11111111	+	1, 321	216	16. 4%		
	警察官	警 視	121	1	0.8%		
数	言尔日	夢 部	254	4	1.6%		
警察行政	警察職員	管理幹	25	0	0.0%		
政	言宗帐只	課長補佐	66	13	23. 5% 16. 1% 13. 4% 19. 0% 16. 4% 0. 8% 1. 6%		
		+	466	18	3. 9%		

(※1) 教育職を除く。

#### (6)退職管理の状況

#### 退職職員の再就職状況 (令和元年度)

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例(平成 28 年長野県条例第 2 号)に基づく届出の状況です。

区分		国又は地方公共団体の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 (注1)	公益法人	学校 法人等 (注2)	その他 の非営 利法人	営利法人	その他	合計
	部長級	5	0	2	3	0	3	3	0	16
60. A	課長級	5	0	3	16	5	7	7	0	43
一般行政	課長補佐 級以下	27	2	1	1	5	6	10	0	52
	計	37	2	6	20	10	16	20	0	111
	校長級	8	1	0	1	5	0	0	0	15
教育行政	教頭級	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	計	9	1	0	1	5	0	1	0	17
	部長級	0	0	0	0	0	2	3	0	5
警察行政	課長級	0	0	0	0	0	14	14	0	28
	計	0	0	0	0	0	16	17	0	33
合	計	46	3	6	21	15	32	38	0	161

- (注1) 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。
- (注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

#### (7)職員数の状況

#### ① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

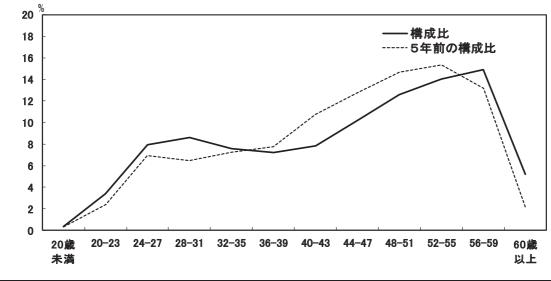
(人)

	_	区	分	職	数 数	対前年	主な増減理由
部門	1			令和元年	令和2年	増減数	土なり微性田
		議会		40	40	0	
		総務企	画	806	888	82	
	_	税務		245	249	4	
	般	民生		422	464	42	
	行	衛生		837	858	21	
通	政	労 働		152	158	6	
	部門	農林水	産	1,207	1,233	26	
	11	商工		3 4 2	351	9	
部		土木		1,009	1,021	12	
門		計		5,060	5,262	202	会計年度任用職員の増
	孝	故育部門		17,095	17,106	11	会計年度任用職員の増
	誓	警察部門		3,947	3,948	1	警察官の増
	月月	計		26,102	26,316	214	(参考:人口10万人あたりの職員数 1,291.51人)
計公	病	院		0	0	0	
部営	水	道		5 0	5 1	1	
門企	下	水道		5 7	5 7	0	
業	そ	の他		7 4	7 4	0	
等							
会	/]	計		181	182	1	
	,	合	計	26,283 [28,403]	26, 498 [28, 403]	215	(参考:人口10万人あたりの職員数 1,300.44人)

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員(育休任期付職員)、派遣職員などを含み、 臨時又は非常勤職員(フルタイムの会計年度任用職員を除く)は含まれていません。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数 (予算定数) の合計です。

#### ② 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区	分		>	}	>	>	>	>	>	>	>	>		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員	数	101	892	2, 084	2, 270	1,998	1, 904	2,064	2,679	3, 312	3,686	3, 924	1, 369	26, 283

# ③ 職員数の推移

(人)

<u> </u>									( ) ( )
部門	<b>X</b>	分	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数 (率)
一般行	「政		5,088	5,078	5,080	5,085	5,060	5,262	174 (3.4%)
教育	育		17,645	17,558	17,372	17,140	17,095	17, 106	△ 539 ( △ 3.1% )
警察	Ŕ		3,894	3,910	3,927	3,937	3,947	3,948	54 (1.4%)
普 通 会	計	計	26,627	26,546	26, 379	26, 162	26, 102	26,316	△ 311 ( △ 1.2% )
公営企業等	会計	計	159	160	161	177	181	182	23 (14.5%)
総	合	計	26,786	26,706	26,540	26,339	26, 283	26, 498	△ 288 ( △ 1.1% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数 令和2年度は、上記調査結果に会計年度任用職員 (フルタイム) を加えた数

#### 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況(令和元年度)

区分	1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分
		8時30分	17時15分	12時00分~13時00分
敬宛行政	38時間45分	8時30分	12時15分	
警察行政	20时刊497	8時30分	21時30分	12時00分~13時00分 19時15分~19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分~8時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などに おいて勤務の特殊性から上表により難い場合の勤務時間は別に定めています。
  - 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

#### (2)時差勤務の状況(令和元年度)

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	2, 559回	803人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	1,466回	9人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の 開始時刻を午前7時15分、7時 30分、7時45分、8時、9時、9 時30分又は10時に変更できる 制度。	57, 881回	2, 918人

(注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。

#### (3) 休暇及び休業等の状況(令和元年度)

# ① 休暇の取得状況

	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
左外是明	A	В	С	B/C	B/A
年次休暇	(日)	(日)	(人)	(日)	(%)
	557, 129	158, 555	14, 537	10. 91	28.5%

(注) 1 対象期間は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
71821112	22

介護時間	延取得者数 (人)
71 112 1114	0

療養休暇	取得者数 (人)
(連続30日超)	312

(注) 1 介護時間は、平成29年1月1日に新設されました。

# ② 休業等の取得状況

		育児休業	育児短時間	部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
区分		取得者数	勤務職員数	取得者数	取得者数	取得者数
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	男	23	3	3	4	0
	女	941	67	53	1	7
	計	964	70	56	5	7

<sup>(</sup>注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

# (4) 時間外(超過) 勤務の状況(令和元年度)

区	時間外勤務時間 (1人当たり)	
	本 庁	157. 3
一般行政職員	現地	83.8
	計	103. 5
	警察本部	288. 0
警察行政職員	警察署	356. 7
	計	315. 6

#### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分数(令和元年度)

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

											(人)
処分事由	処分の種類	降	任	免	職	休	職	降組	洽	計	失 職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号		0		0					0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号		0		0	28	86			286	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号		0		0					0	
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号		0		0					0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号						2			2	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項						0		0	0	
計			0		0	28	88		0	288	$\overline{/}$
地公法第28条第4項により失職し	た者										2
地公法第28条第4項に基づく条例	により失職しなかった者										0

- (注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
  - 2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### (2) 懲戒処分数(令和元年度)

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

										(人)
処分事由	処分の種類 	戒	告	減給	停	職	免	職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号		3	1		1		1	6	164
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号		4	1		0		1	6	71
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号		0	0		2		1	3	6
計			7	2		3		3	15	241

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

# 4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当 たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

#### (1) 職員の服務違反(令和元年度)

(人)

大後も同様である。   職員 (企業職員の一部を除く)   は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。   職員は、不トライキ、サボター   ジュ等の学議行為又は怠業的行為をしてはならない。   職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社   全の他の役員を兼ね、又は自める社   企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。   欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等   0     (			
<ul> <li>秘密を守る義務違反</li> <li>らしてはならない。その職を退いた後も同様である。</li> <li>職員(企業職員の一部を除く)は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。</li> <li>争議行為等の禁止違反</li> <li>争議行為等の禁止違反</li> <li>一方子・・サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。</li> <li>職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠害的行為をしてはならない。</li> <li>世利企業等の従事制限違反</li> <li>位本業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。</li> <li>欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等</li> <li>公職選挙法違反</li> <li>休暇の不正利用・虚偽申請</li> <li>の</li> <li>職場内秩序びん乱</li> <li>セクシュアル・ハラスメント</li> <li>教職員による児童生徒に対する非違行為</li> <li>道常業務処理不適正</li> <li>1</li> <li>公金官物処理不適正</li> <li>1</li> </ul>	区分	内 容	処分等者数
政治的行為の制限違反 は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	秘密を守る義務違反	らしてはならない。その職を退い	0
争議行為等の禁止違反       ジュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。         職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。       0         欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等       0         公職選挙法違反       0         休暇の不正利用・虚偽申請       0         職場内秩序びん乱       0         ***  ***  **  **  **  **  **  **  **	政治的行為の制限違反	は、政治活動等の一定の政治的行	0
含を除き、営利を目的とする会社 その他の役員を兼ね、又は自られ 企業を営み、又は報酬を得ていか なる事務事業にも従事してはなら ない。   欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	争議行為等の禁止違反	ジュ等の争議行為又は怠業的行為	0
公職選挙法違反       0         休暇の不正利用・虚偽申請       0         職場内秩序びん乱       0         セクシュアル・ハラスメント       1         教職員による児童生徒に対する非違行為       2         通常業務処理不適正       1         公金官物処理不適正       1	営利企業等の従事制限違反	合を除き、営利を目的とする会社 その他の役員を兼ね、又は自ら私 企業を営み、又は報酬を得ていか なる事務事業にも従事してはなら	0
休暇の不正利用・虚偽申請       0         職場内秩序びん乱       0         セクシュアル・ハラスメント       1         教職員による児童生徒に対する非違行為       2         通常業務処理不適正       1         公金官物処理不適正       1	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
職場内秩序びん乱       0         セクシュアル・ハラスメント       1         教職員による児童生徒に対する非違行為       2         通常業務処理不適正       1         公金官物処理不適正       1	公職選挙法違反		0
セクシュアル・ハラスメント 1 教職員による児童生徒に対する非違行為 2 通常業務処理不適正 1	休暇の不正利用・虚偽申請		0
教職員による児童生徒に対する非違行為       2         通常業務処理不適正       1         公金官物処理不適正       1	職場内秩序びん乱		0
通常業務処理不適正       1         公金官物処理不適正       1	セクシュアル・ハラスメント		1
公金官物処理不適正 1	教職員による児童生徒に対する非違行為		2
	通常業務処理不適正		1
その他(上記に属さない職務上の非違行為) 10	公金官物処理不適正		1
	その他(上記に属さない職務上の非違行為)		10

# (2) 営利企業等の従事許可(令和元年度)

許可件数	従 事 内 容
58件	<ul> <li>・大学の非常勤講師等</li> <li>・地域創生ファシリテーター</li> <li>・各種審査会等委員</li> <li>・クリニックパート職員</li> <li>・ピアノ伴奏</li> <li>・バルーンアート、ハーモニカの演奏</li> <li>・手話通訳</li> <li>・原稿執筆・出版</li> <li>・足アノ伴奏</li> <li>・バルーンアート、ハーモニカの演奏</li> <li>・手話通訳</li> <li>・ピアノ伴奏</li> <li>・オーインストラクター</li> <li>・各種セミナー、講座等講師</li> <li>・日本語教室アシスタント</li> <li>・営利企業、株式会社役員</li> <li>・農林業センサス調査員</li> <li>・選挙の投票立会人</li> <li>・ 不動産賃貸業</li> </ul>

# 5 職員の研修及び人事評価の状況

# (1) 職員研修の実績(令和元年度)

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。 これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

		区分	対象者	回数	日程	受講 人数
		職員力量形成ゼミ	全職員	一 回	通年	22
		政策形成に活かす統計活用研修	全職員	1回	通所2日	27
	政策力	職員海外派遣研修 (短期留学)	主査以下職員	一 回	1ヵ月間	1
		早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会派遣	課長補佐級以下職員	一 回	通年	3
		RESAS活用研修	全職員	1 回	通所半日	56
			全職員	1回	通所半日	38
		クレーム対応力向上研修	全職員	1回	通所1日	20
<u> حا</u> د	共感力	ヘビー・クレーム対応力向上研修	全職員	1回	通所1日	26
能力		 CS・接遇力向上研修	全職員	1回	通所1日	37
開発			全職員	1回	通所1日	24
研			管理監督者	1回	通所1日	11
修		<u></u> 伝わりやすい話し方研修	全職員	2 回	通所1日	60
	発信力	<b></b>	全職員	1 回	通所1日	9
			全職員	2 回	通所1日	60
		パワーポイントを活用した資料作成研修	全職員	1回	通所1日	31
			全職員	1回	通所1日	28
	専門技	職員語学研修	全職員	— 回	通年	10
	能習得	コーチング研修	全職員	1 回	通所2日	31
		実務セミナー派遣(長野経済研究所)	全職員	4 回	通所1日	12
		VINC (80.4) (10.10)			計	506
30	若手職員 の早期育 成		採用1年目	3 回	3泊4日	199
キャ		新規採用課程② [地域を知る]	採用1年目	10 回	通所1日	196
リア		新規採用課程③ [ビジネススキル・共感力]	採用1年目	4 回	通所2日	199
形			採用1年目	1回	通所1日	198
成研		採用3年目研修[政策形成・キャリアデザイン]	採用3年目	6 回	通所2日	167
修			採用5年目	5 回	通所1日	123
				· ·	計	1, 082
		課長研修[政策形成・マネジメント]	課長級職員	4 回	通所 2 日	100
		新任係長研修[政策形成・マネジメント]	新任係長	5 回	通所2日	129
養 リ <sub>式</sub> ー	管理監督 者のマネ		管理監督者	3 回	通所1日	72
研ダ	ジメント	 職員育成について考えるワークショップ	管理監督者	9 回	通所半日	199
修 ]	力養成	短期ビジネススクール派遣	監督職員	1回	2泊3日	2
		ビジネスリーダー育成をめざすワークショップ派遣 (経協)	監督職員	— □	通年	1
					計	503
		ワークライフバランス研修	全職員	4 回	通所半日	58
	WLB	子育て職員支援研修	育児中の職員等	2 回	通所半日	28
		キャリアデザイン研修	主事・技師級	1回	通所1日	27
職場	女性活躍	リーダービジョン研修	及び主任級 主査・係長級	1 回	通所1日	26
<b>%</b>		新規採用職員教育担当者研修	新採教育担当者	2 回	通年	139
等支援		任用替職員フォローアップ研修	任用替職員	1回	通所1日	6
研		教養講座	全職員	1回	通所1.5時間	86
修	職員支援	県民とのコミュニケーション研修	全職員	2 回	通所半日	25
		議会答弁書作成研修	答弁作成担当職員	5 回	通所1.5時間	209
		e ラーニング	全職員	- 回	通年	40
			→ m∕5		計	644
					合計	2, 735

#### (2) 人事評価の実施状況(令和元年度)

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を 行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価(「職務遂行力評価」及び 「業績評価」)を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上 への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

#### 【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成31年1月~令和元年12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数(人)	27, 575

#### (対象者の内訳)

知事部局	5, 118
行政委員会	35
県議会事務局	37
企業局	113
教育委員会事務局	975
教育委員会の教員	17, 427
警察本部	3, 870
合 計	27, 575

#### 【業績評価】

評価期間	前期:平成31年4月〜令和元年9月 後期:令和元年10月〜令和2年3月 (教育委員会の教員) 平成31年4月〜令和2年3月
評価の回数	各期末に1回 (教育委員会の教員) 年度末に1回
対象者数(人)	前期:9,740 後期:10,015 (教育委員会の教員) 年度末:17,427

#### (対象者の内訳)

	前期	後期	年度末
知事部局	4, 924	5, 089	-
行政委員会	36	35	ı
県議会事務局	37	37	-
企業局	109	113	ı
教育委員会	945	958	1
教育委員会の教員	-	-	17, 427
警察本部	3, 689	3, 783	-
合 計	9, 740	10, 015	17, 427

<sup>※</sup> 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

#### 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1)健康診断等の実施状況(令和元年度)

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、 研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

# ① 定期健康診断

(人)

	() ()
対 象 者	受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断対象者	7, 931

# ② 人間ドック

(人)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	() ()
対象者	受診者
<ul> <li>(一般行政&gt;</li> <li>(1泊2日) 55歳,60歳</li> <li>(日帰り) 33歳,35歳,37歳,39歳,41歳,43歳,45歳,47歳,49歳,51歳,53歳,57歳,59歳,退職予定者</li> <li>※短期大学及び看護大学の教職員は教育行政の適用</li> <li>(教育行政&gt;</li> <li>(1泊2日) 35歳,39歳,43歳,47歳,51歳,55歳,59歳,60歳,退職予定者</li> <li>(日帰り) 33歳,37歳,41歳,45歳,49歳,52歳,53歳,54歳,56歳,57歳,58歳,61歳,62歳,・・・・・・63歳,65歳以上の者</li> <li>(警察行政&gt;</li> <li>(1泊2日) 40歳,50歳</li> <li>(日帰り) 35歳,37歳,42歳,44歳,46歳,48歳,52歳,54歳,56歳,58歳,59歳以上希望者</li> </ul>	12, 789

#### ③ 特別検診の種類と受診者

(人)

胃検診3,44有機溶剤取扱者特殊健康診断15放射線業務従事者特殊健康診断12福祉施設等職員特殊健康診断5と畜検査業務等従事者特別検診5VDT作業従事者特殊健康診断1,83B型肝炎予防接種(ワクチン接種)23B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)88B型肝炎予防接種(追加接種)1結核健診(予防)事業3脳ドック53一日健診69女性検診(子宮頸がん検診)8,48骨密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2	H-DH公弘の辞報	(人人)
有機溶剤取扱者特殊健康診断15特定化学物質特殊健康診断15放射線業務従事者特殊健康診断15福祉施設等職員特殊健康診断15と畜検査業務等従事者特別検診15VDT作業従事者特殊健康診断15B型肝炎予防接種(ワクチン接種)25B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)85B型肝炎予防接種(追加接種)15結核健診(予防)事業35脳ドック55一日健診65女性検診(子宮頸がん検診)8,48骨密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2		受診者
特定化学物質特殊健康診断15放射線業務従事者特殊健康診断12福祉施設等職員特殊健康診断2と畜検査業務等従事者特別検診1,83VDT作業従事者特殊健康診断1,83B型肝炎予防接種(ワクチン接種)23B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)85B型肝炎予防接種(追加接種)1結核健診(予防)事業3脳ドック53一日健診69女性検診(子宮頸がん検診)8,48有密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2	胃検診	3, 498
放射線業務従事者特殊健康診断12福祉施設等職員特殊健康診断9と畜検査業務等従事者特別検診9VDT作業従事者特殊健康診断1,83B型肝炎予防接種(ワクチン接種)23B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)85B型肝炎予防接種(追加接種)1結核健診(予防)事業3脳ドック53一日健診69女性検診(子宮頸がん検診)8,48有密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2	有機溶剤取扱者特殊健康診断	246
福祉施設等職員特殊健康診断 と	特定化学物質特殊健康診断	197
と畜検査業務等従事者特別検診       1,83         VDT作業従事者特殊健康診断       1,83         B型肝炎予防接種(ワクチン接種)       23         B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)       85         B型肝炎予防接種(追加接種)       1         結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       65         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	放射線業務従事者特殊健康診断	121
と畜検査業務等従事者特別検診       1,83         VDT作業従事者特殊健康診断       1,83         B型肝炎予防接種(ワクチン接種)       23         B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)       85         B型肝炎予防接種(追加接種)       1         結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       65         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	福祉施設等職員特殊健康診断	97
VDT作業従事者特殊健康診断       1,83         B型肝炎予防接種(ワクチン接種)       23         B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)       85         B型肝炎予防接種(追加接種)       3         結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       69         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	と畜検査業務等従事者特別検診	97
B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)       85         B型肝炎予防接種(追加接種)       1         結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       69         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	VDT作業従事者特殊健康診断	1,838
B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)       85         B型肝炎予防接種(追加接種)       1         結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       69         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	B型肝炎予防接種(ワクチン接種)	232
結核健診(予防)事業       3         脳ドック       53         一日健診       69         女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)	859
脳ドック53一日健診69女性検診(子宮頸がん検診)8,48骨密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2	B型肝炎予防接種(追加接種)	16
一日健診69女性検診(子宮頸がん検診)8,48骨密度検査58特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)1,08高気圧作業者健康診断(潜水業務)2	結核健診(予防)事業	30
女性検診(子宮頸がん検診)       8,48         骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	脳ドック	533
骨密度検査       58         特定業務従事者健康診断(深夜業務従事者)       1,08         高気圧作業者健康診断(潜水業務)       2	一日健診	692
特定業務従事者健康診断 (深夜業務従事者) 1,08 高気圧作業者健康診断 (潜水業務) 2	女性検診(子宮頸がん検診)	8, 487
高気圧作業者健康診断(潜水業務) 2	骨密度検査	586
	特定業務従事者健康診断 (深夜業務従事者)	1,082
けん銃特練生健康診断(鉛) 2	高気圧作業者健康診断(潜水業務)	23
	けん銃特練生健康診断(鉛)	20
騒音作業健康診断 2	騒音作業健康診断	27
運転業務従事者健康診断	運転業務従事者健康診断	0
石綿取扱者特殊健康診断 18	石綿取扱者特殊健康診断	184

# (2) 共済組合の負担金・掛金(令和元年度)

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関しての給付事業を実施しています。

区	分			地方職員共済 長野県支部		公立学校共済 長野支部		警察共済組 長野県支部	
組合員数(R2.3 (任意継続組合				6, 801	人	17, 821	人	3, 980	人
短期給付に	負	担	金	1, 891, 951	千円	4, 842, 769	千円	936, 136	千円
要する費用	掛		金	1, 893, 471	千円	4, 832, 191	千円	948, 401	千円
介護給付金の納	負	担	金	241, 860	千円	610, 483	千円	97, 614	千円
付に要する費用	掛		金	241, 962	千円	610, 425	千円	99, 685	千円
厚生年金保険 給付に要する	負	担	金	6, 527, 650	千円	18, 433, 755	千円	3, 915, 597	千円
費用	掛		金	3, 900, 163	千円	10, 499, 465	千円	2, 455, 381	千円
退職等年金 給付に要する	負	担	金	320, 078	千円	860, 655	千円	198, 521	千円
費用	掛		金	319, 849	千円	860, 647	千円	201, 259	千円
経過的長期 給付に要する 費用	負	担	金	87, 800	千円	349, 163	千円	51, 636	千円
組合の事務に 要する費用	負	担	金	33, 345	千円	136, 550	千円	30, 461	千円
	負	担	金	53, 715	千円	161, 846	千円	33, 582	千円
福祉事業に 要する費用	事	業補	助	42, 484	千円	196, 620	千円	24, 760	千円
	掛		金	51, 744	千円	161, 838	千円	32, 842	千円

# (3) 職員互助会の掛金・補助金(令和元年度)

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会		
会員数(R2. 3. 31現在) A	7, 958 人	17, 120 人	3,975 人		
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円		
会員による掛金額 C	302, 427 千円	602,942 千円	110,723 千円		
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %		
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円		

#### (4) 公務・通勤災害の認定状況(令和元年度)

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

#### ① 常勤職員

(人)

						(	$\mathcal{N}$
	区	分		職	員	数	
	負 傷						277
		(死亡)					0
	疾 病						16
		(死亡)					1
		脳心疾患					1
		(死亡)					1
公務災	 害						293
		(死亡)					1
通勤災	害						8
		(死亡)			<b>_</b>		0
合	計						301
		(死亡)			_ <b></b>		1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
  - 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
  - 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

# ② 非常勤職員

(人)

			 			( )	/()
	区	分		職	員	数	
	負(	复					3
		(死亡)					0
	疾	苪					0
		(死亡)					0
		脳心疾患					0
		(死亡)					0
公務災	害						3
		(死亡)					0
通勤災	害						2
		(死亡)					0
合	計						5
		(死亡)					0

#### 7 職員給与等の状況

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の 人件費率
元年度	2,087,307人	839, 209, 530千円	5, 482, 575千円	253,903,043千円	30.3%	32.1%

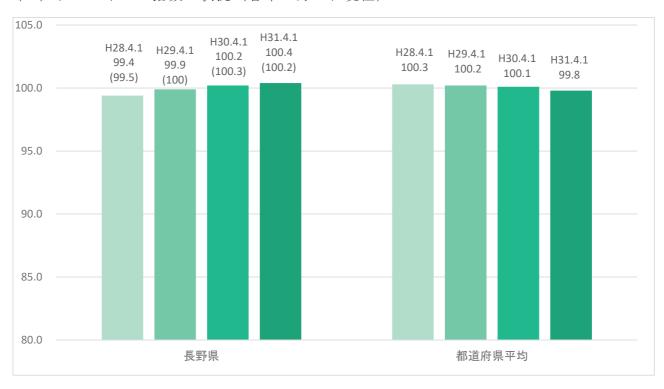
<sup>(</sup>注) 人件費には児童手当を含みません。

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	分 職員数 給		給	与 費		一人当たり	
区 万	A	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費B/A
元年度	26, 102人	116, 569, 6	895千円	21, 459, 156千円	46, 368, 828千円	184, 397, 679千円	7,065千円

<sup>(</sup>注)職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、31年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス 指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比 較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

#### (4) 給与改定の状況

#### ① 月例給

		人事委員会の勧告						
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率			
	A	В	A - B	(改定率)		l L		
元年度	円	円	294円	%	%			
九千及	382,077	381, 783	( 0.08%)	0.08	0.08			

<sup>(</sup>参考) 国の改定率 % 0.09

#### ② 特別給

ſ							
	区 分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	
L		割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		
	元年度	月	月	月	月	月	
	九十人	4.43	4.45	△ 0.02	4.45	4.45	

(参考)
国の年間
支給月数
月
4.50

<sup>(</sup>注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」 は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

#### (5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.4 歳	337, 900 円	401,437 円	372, 575 円
国 43.4歳		329, 433 円	_	411, 123 円
都道府県平均	42.9 歳	325, 365 円	412, 987 円	368, 214 円

#### ② 技能労務職

			公	務員			Þ	己間		参考
	区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給 与月額 (A)	平均給 与月額 (国 ^´-ス)	区分	平均 年齢	平均給 与月額 (B)	A/B
	長野県	58.0 歳	8人	283, 900 円	305, 413 円	297, 750 円	民間の類似 職種		_	
	うち庁務 技師	58.0 歳	8人	283, 900 円	305, 413 円	297, 750 円	うち用務員	55.6 歳	211.6 千円	1.44
	玉	50.9 歳	2, 431 人	287, 312 円		329, 380 円	_	_	_	_
者	『道府県 平均	53.3 歳	197 人	322, 644 円	378, 703 円	355, 577 円	_		_	_

<sup>(</sup>注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較 した平均給与月額です。

#### 【参考】年収ベース(試算値)での比較

公務員 (長野県)		民間		参考
職種	年収 (C)	職種 年収 (D)		C/D
庁務技師	4,872 千円	用務員	2,883.4 千円	1. 69

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (用務員は平成28~30年の3ヵ年平均)
  - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
  - 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては 前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算 値です。

#### ③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8 歳	377, 900 円	427, 008 円
都道府県平均	44.8 歳	374, 301 円	438,678 円

#### ④ 小·中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3 歳	373,700 円	418, 221 円
都道府県平均	42.7 歳	358, 882 円	416,270 円

#### ⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	37.7 歳	323,700 円	435, 479 円	357, 114 円
玉	41.4 歳	318,875 円	_	376, 765 円
都道府県平均	38.4 歳	321,712 円	461,961 円	370, 144 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手 当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされ ているものです。
  - 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当 等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

#### (6)職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

X	分	長 野 県	国
一般行政職	大学卒	191, 200 円	180,700円
州文 1 丁 平文 400	高 校 卒	156, 200 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,500円	_
1文 配 刀 纺 帆	中学卒	_	_
高等学校教育職	大学卒	213,600 円	_
问寺子仪教育娰	高 校 卒	_	_
小·中学校等教育職	大学卒	213,600 円	_
7、十十亿等教育顺	高 校 卒	_	_
警察職	大学卒	222,500円	209,700 円
<b>言</b>	高校卒	185,600円	171, 200 円

#### (7)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275, 371 円	353, 419 円	384,631 円	402, 792 円
利文 1 J 正义 4 联	高校卒	238, 780 円	295, 314 円	348, 168 円	373, 188 円
技能労務職	高校卒	_	_	_	_
1又形力物	中学卒	_	_	_	_
高等学校教育職	大学卒	316,671 円	395, 990 円	423,692 円	438, 421 円
同等子仪教育概	高 校 卒	_	_	_	_
小•中学校等教育	大学卒	318,688 円	394,668 円	417, 118 円	427, 385 円
職	高 校 卒	_	_	_	_
警察職	大学卒	290, 116 円	382,666 円	412, 181 円	406,721 円
一 宗 似	高 校 卒	268,068 円	344, 136 円	393, 137 円	412,706 円

# (8) 級別職員数等の状況 (平成31年4月1日現在)

# ① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,327 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区				1 号俸の	最高号俸の
分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額	給料月額
9 級	<ol> <li>複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務</li> <li>極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地 機関の長の職務</li> </ol>	25 人	0.5%	468, 200 円	538,800 円
8 級	<ul><li>1 本庁の部長の職務</li><li>2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務</li></ul>	50 人	0.9%	416,800 円	478, 700 円
7 級	<ol> <li>複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務</li> <li>複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務</li> <li>極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務</li> <li>複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務</li> </ol>	236 人	4.4%	370, 700 円	454, 400 円
6 級	<ol> <li>本庁の課長の職務</li> <li>現地機関の長の職務</li> <li>複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務</li> <li>企画幹の職務</li> </ol>	428 人	8.0%	326, 000 円	419, 000 円
5級	<ol> <li>課長補佐の職務</li> <li>現地機関の課長の職務</li> </ol>	909 人	17.1%	295, 100 円	401, 400 円
4 級	<ol> <li>係長の職務</li> <li>特に規模の小さい現地機関の課長の職務</li> <li>規模の小さい現地機関の課長補佐の職務</li> <li>担当係長の職務</li> <li>主幹の職務</li> <li>主査の職務</li> </ol>	1,673 人	31.4%	268, 600 円	392, 400 円
3 級	主任の職務	583 人	10.9%	234, 900 円	357, 500 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又 は技師の職務	930 人	17.5%	198, 100 円	310,700円
1 級	主事又は技師の職務	493 人	9.3%	147, 200 円	252, 900 円

# ② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,749 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	109人	2.3%	425,800円	483,500円
3 級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	155人	3.3%	337,300円	460,500円
2 級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養 教諭の職務	4, 226人	89.0%	206,600円	425,100円
1 級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教 諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	259人	5.5%	161,300円	335,500円

#### ③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 9,999 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の	最高号俸の 給料月額
-				給料月額	和作力領
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	558人	5.6%	415,400円	458,800円
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の 職務	579人	5.8%	297,500円	431,400円
2 級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又 は栄養教諭の職務	8,544人	85.4%	177,600円	414,100円
1 級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は 養護助教諭の職務	318人	3.2%	161,300円	313,400円

#### ④ 警察職

警察職の総職員数は3,501人であり、級別の職員数は次のとおりです。

日 不	$\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$ $\mathbb{R}^{1}$	30 10 D		0	
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9 級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察 署の長の職務	18人	0.5%	431,900円	486,700円
8 級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の 職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の 長の職務	23人	0.7%	390,100円	464,600円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職 務	59人	1.7%	355,000円	450,200円
6 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	77人	2.2%	326,100円	434,300円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の 職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の 課長の職務	454人	13.0%	299,200円	427,700円
4 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の 職務 4 極めて複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	844人	24. 1%	254,900円	406,800円
3 級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	713人	20.4%	214,400円	389,100円
2 級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行 う巡査の職務	869人	24.8%	187,400円	369,300円
1 級	巡査の行う職務	444人	12.7%	171,300円	331,800円
級	巡査の行う職務	444人	12.7%	171,300円	331, 80

<sup>(</sup>注)長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級 に該当する代表的な職務です。

#### 【参考】昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

- 1 地方公務員法第 40 条に基づき、平成 21 年 1 月より職務遂行力評価、平成 21 年 4 月より 業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 昇給目前1年間の勤務成績(職務遂行力評価及び業績評価の結果等)が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、 勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

#### (9) 職員の手当の状況

#### ① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,734千円	_
(元年度支給割合)	(元年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.6月分 1.85月分	2.6月分 1.9月分
(1.45)月分 (0.9)月分	(1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 5~20% ·管理職加算15~25%	・役職加算 5~20%・管理職加算10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の 評定を実施しています。
- 2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A~E)で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

#### ② 退職手当(平成31年4月1日現在)

(支給率) 自己都合 応募認定·定年 (支給率) 自己都合 応募認定·定年	<b></b> 野	県国	
勤 続 20年       19.6695月分 24.586875月分       勤 続 20年       19.6695月分 24.586875月分         勤 続 25年       28.0395月分 33.27075 月分       勤 続 25年       28.0395月分 33.27075 月分         勤 続 35年       39.7575月分 47.709 月分       勤 続 35年       39.7575月分 47.709 月分	自己都合 応募 年 19.6695月分 24.58 年 28.0395月分 33.27 年 39.7575月分 47.70 額 47.709 月分 47.70 措置 定年前早期退職特例措置(3	認定・定年 (支給率) 自己都合 6875月分 勤 続 20年 19.6695月分 075 月分 勤 続 25年 28.0395月分 9 月分 勤 続 35年 39.7575月分 9 月分 最高限度額 47.709 月分 %~45%加算) その他の加算措置 定年前早期退職特	分 24.586875月分 分 33.27075 月分 分 47.709 月分 分 47.709 月分

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

# ③ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給 実績(	元年度決算)		2, 125, 091千円	
支給職員1人当たり平均	支給年額(元年度決算)	74,593 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)	
東京都 (特別区)	48人	20.0%	20.0%	
大阪市等	4人	16.0%	16.0%	
名古屋市等	6人	15.0%	15.0%	
立川市	1人	12.0%	12.0%	
みよし市等	2人	10.0%	10.0%	
長野県(塩尻市)等	722人	1.7%	6.0%	
長野県(長野市、松本市 、諏訪市及び伊那市)	11,393人	1.7%	3.0%	
長野県 (上記以外)	13,935人	1.7%	0%	
医師	31人	16.0%	16.0%	
平均支	て給 率	1.7%	1.73%	

<sup>(</sup>注)「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重 平均の支給率です。

# ④ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	1,574,945千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	87,692円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	66. 43%
手当の種類(手当数)	38

#### ○一般職員

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対 策室、県税事務所に勤務す る職員	県税の調査又は徴収に関す る業務のうち、知事が人事委 員会と協議して定めるもの		業務1日につき600円 (業務 に従事した時間が1日につ き4時間に満たない場合は 360円)
福祉業務 手当	福祉事務所、児童相談所、 波田学院、女性相談センタ 一、県立総合リハビリテー ションセンター又は精神 保健福祉センターに勤務 する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して 定めるもの		業務1日につき1,200円を超 えない範囲内において、業務 の実態その他の事情を考慮 して、知事が人事委員会と協 議して定める額
感染症防疫 等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、 動物愛護センター又は環 境保全研究所に勤務する 職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議 して定めるもの	千円 7,686	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	作業1日につき500円を超え ない範囲内において、作業の 実態その他の事情を考慮し て、知事が人事委員会と協議 して定める額
麻薬取締 手当	健康福祉部薬事管理課に 勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務 のうち、知事が人事委員会と 協議して定めるもの	業務1日につき1,200円 (業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円)
医療等 業務手当	保健所又は県立総合リハ ビリテーションセンター に勤務する職員	医療等に関する業務のうち、 知事が人事委員会と協議し て定めるもの	業務1日につき1,200円を超 えない範囲内において、業務 の実態その他の事情を考慮 して、知事が人事委員会と協 議して定める額
公害等 検査手当	地域振興局、保健所検査課 又は環境保全研究所に勤 務する職員	公害等に係る検査の作業の うち、知事が人事委員会と協 議して定めるもの	作業1日につき600円を超え ない範囲内において、作業の 実態その他の事情を考慮し て、知事が人事委員会と協議 して定める額
研究指導等 業務手当	工科短期大学校、南信工科 短期大学校又は技術専門 校に勤務する職員	研究指導等に関する業務の うち、知事が人事委員会と協 議して定めるもの	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚 等取扱作業 手当	畜産試験場に勤務する職 員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	作業1日につき300円を超え ない範囲内において、作業の 実態その他の事情を考慮し て、知事が人事委員会と協議 して定める額
有害物 取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業 又は有害な薬品等を取り扱 う作業のうち、任命権者が人 事委員会と協議して定める もの	作業1日につき400円を超え ない範囲内において、作業の 実態その他の事情を考慮し て、任命権者が人事委員会と 協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等 に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線 近接地等で作業条件が劣悪 又は著しく危険な場所にお いて行われる作業のうち知 事が人事委員会と協議して 定めるもの	作業1日につき900円(特定原子力事業所の敷地内における作業にあっては作業1日につき40,000円)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等 に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得 に伴う物件若しくは権利の 補償に関する権利者との交 渉のうち、任命権者が人事委 員会と協議して定めるもの		交渉1日につき700円(交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。)
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通 を遮断することなく行う道 路の維持修繕の作業のうち 知事が人事委員会と協議し て定めるもの		作業1日につき300円 (作業 に従事した時間が1日につ き4時間に満たない場合は 180円)
死体処理 手当	特定大規模災害に対処する 関する作業で知事が人事委 のに従事した職員	を 員会と協議して定めるも	0	作業1日につき2,000円を超 えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考 慮して、知事が人事委員会 と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する 職員	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午後 10時後翌日の午前5時前の 間をいう。以下同じ。)にお いて行われる看護等の業務		勤務1回につき3,550円(深 夜における勤務時間が2時 間以上4時間に満たない場 合は3,100円、2時間に満た ない場合は2,150円)
航空業務手当	消防防災航空センターに 勤務する職員	航空機の操縦作業		作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあっての額にその額にその額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業 航空機に搭乗して行う消防、 防災等の業務(知事が人事委 員会と協議して定めるもの に限る。以下「消防防災業務」という。)		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)業務1時間につき2,200円(特に危険又は困難な業務して危険又は困難なと協議して定めるものにあっては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下し て行う消防防災業務		業務1日につき870円

外国勤務	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会	千円	勤務1月につき在外公館の
手当	と協議して定めるもの		名称及び位置並びに在外公
		26, 790	館に勤務する外務公務員の
			給与に関する法律(昭和27
			年法律第93号) 第2条第1
			項に規定する在外職員であ
			るとした場合に同法の規定
			により支給されることとな
			る在勤手当の額を超えない
			範囲内において、勤務の実
			態その他の事情を考慮して
			、知事が人事委員会と協議
			して定める額

#### ○学校職員

○学校職員	1			
手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とす る教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員
	夜間部の勤務を本務とす る教育職員	昼間部の授業又はその補助	347	会が知事及び人事委員会と 協議して定める額
	教育職員	本務のほかに行った通信教育 における添削指導又は面接指 導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務1夜につき2,100円の 範囲内において長野県教育 委員会が知事及び人事委員 会と協議して定める額
多学年 学級担当	小学校、中学校又は義務 教育学校の2以上の学年	3以上の学年の児童又は生徒 で編制されている学級におけ	千円	業務1日につき180円
手当	の児童又は生徒で編制されている学級を担当する	る授業又は指導	397	
	教育職員のうち教育委員 会が知事及び人事委員会 と協議して定める教育職 員	2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1目につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害等等の管理下にお業務及の管理下にお業務及がるを要してででがある。 を学校では、本語の等のでは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きないでは、大きなのででは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		業務1日(泊を伴うものにあっては、1泊)につき8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)の範囲内において任命権者が人事委員会(大学以外の教育職員に対して支給する場合にあっては知事及び人事委員会)と協議して定める額

		又は生徒に対する指導者に 対する場合で は体日等に行うり振らにいれたうり は休日等に制制間外にに対した が表してでしていますが が見れていいしたが が見れていいしたが が見れていいしたが が見れていいででは ででも、 が見れてがいいがです。 が見れていいでである。 ででのでは ででのでは ででのでは ででのでは ででのででので でのでは でのので でののので でののので でののので でののので でののので でののので でののので でののので でので でののので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でのので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので でので での		
		小学校は中学校に昭和22年 お前和22年 校教育名等11号)第140条の規 定法第11号)第140条の規 定法第11号)第140条の表 定法第十分を第二とを を表育場対ることに で表育場対ることに で表育場対るとと 生徒に関するとと 生徒に関すると 生徒に関すると と生に関本 では を対するは には には には には には には には には には に		
	小学校、高等学校、高等学校及び特別支援学校の教育を担当するるを担当するを担当するを担当するを担当するを担当するを担当するを担当す	当該担当に係る業務	千円 53, 694	業務1日につき100円
入学者 選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は 採点の事務及び進学生徒に関 する調査書作成の事務	千円 21,555	1 時間につき240円
特殊現場作 業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又 は原子力災害対策本部長の指 示に基づき設定された区域等		作業1日につき40,000円を 超えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考

	において行う業務 人事委員会が定め いて行われる作業 県教育委員会が知 委員会と協議して	のる区域にお きのうち長野 1事及び人事	慮して、長野県教育委員会が 知事及び人事委員会と協議 して定める額
死体処理手 当	特定大規模災害に対処するため人の死体の国 る作業で長野県教育委員会が知事及び人事を して定めるものに従事した教育職員		作業1日につき2,000円を超 えない範囲内において、作業 の実態その他の事情を考慮 して、長野県教育委員会が知 事及び人事委員会と協議し て定める額

# ○警察職員

手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行っ た犯罪の予防若しくは捜査 又は被疑者の逮捕の作業		作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業		作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利 用して行う犯罪鑑識の作業 (準備の作業を含む。)又は 理化学、法医学若しくは銃器 弾薬類の知識を利用して行 う鑑定の作業	千円 12,881	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業		作業1日につき340円(作業 に従事した時間が1日につ き4時間に満たない場合は 200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業		作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特 殊自動車を運転する作業又 は交通の指導取締り、交通整 理、交通検問若しくは交通事 故処理の作業		作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

航空業務	警察職員	航空機の操縦作業	<b>1</b> .m	作業1時間につき5,100円
		加全機の操縦作業	十円	
手当			10 000	(特に危険又は困難な作業
			12, 696	で任命権者が知事及び人事
				委員会と協議して定めるも
				のにあっては、その額にその
				額の 100 分の 45 に相当する
				額を超えない範囲内におい
				て、任命権者が知事及び人事
				委員会と協議して定める額
				を加えた額)を超えない範囲
				内において、作業の実態その
				他の事情を考慮して、任命権
				者が知事及び人事委員会と
				協議して定める額
				励成して足の分領
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作
		加工成。正個日本		業に従事した時間が1日に
				つき2時間に満たない場合
				は830円)
				(4 630 日)
		航空機に搭乗して行う捜索、		作業1時間につき2,200円
		救難等の作業(任命権者が知		(特に危険又は困難な作業
		事及び人事委員会と協議し		で任命権者が知事及び人事
		て定めるものに限る。以下		委員会と協議して定めるも
		「捜索作業」という。)		のにあっては、その額にその
		「投糸1F来」という。) 		
				額の 100 分の 30 に相当する
				額を加えた額)を超えない範
				囲内において、作業の実態そ
				の他の事情を考慮して、任命
				権者が知事及び人事委員会
				と協議して定める額
		  飛行中の航空機から降下し		作業1目につき870円
		て行った捜索作業		
		(1) つた技术下表		
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん	千円	指導1日につき310円(指導
"" " "	H 20010025	銃操法の術科訓練の指導		に従事した時間が1日につ
			0.4	き2時間に満たない場合は
			34	190円)
				130   1)
爆発物等	警察職員	実験用爆発物の製造若しく	千円	作業1日につき620円(作業
取扱手当		は解体の作業又は実験用爆		に従事した時間が1日につ
**************************************		発物を用いて行う爆発実験	0	き4時間に満たない場合は
		の作業		380円)
		V/TF未 		300 🗇 /

	I	La		
	警察職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)の製造過程を解明する等の目的で発過程を解明する等の当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法 (昭和 25 年法 律第 149 号) 又は高圧ガス保 安法 (昭和 26 年法律第 204 号) の規定に基づく立入検査 の作業		作業1日につき310円(作業 に従事した時間が1日につ き4時間に満たない場合は 190円)
	警察職員(特殊危険物質又はその疑いのある物質の 処理作業に係る爆発物等 処理手当を支給される者 を除く。)	特殊危険物質による被害の おそれがある区域内におい て行う作業		
救助特別 手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ 困難な状況のもとで行う遭難者の救助(捜索を含む。) 下この項において同じ。)の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)又は山岳遭難救助の訓練		作業又は訓練1日につき 1,900円を超えない範囲内に おいて、作業又は訓練の実態 その他の事情を考慮して、任 命権者が知事及び人事委員 会と協議して定める額
死体処理 手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業 (2)特定大規模災害に対処 するため人の死体の処理作 業又は人の死体の取扱いに 関する作業で任命権者が知 事及び人事委員会と協議し て定めるもの		(1)にあっては作業1体に つき3,200円、(2)にあって は作業1日につき2,000円
爆発物等 処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 0	勤務1回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑い のある物質の処理作業(任命 権者が知事及び人事委員会 と協議して定めるものに限 る。)		
警衛警護 手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業 (任命権者が知事及び人事	千円	作業1日につき 1,150 円を 超えない範囲内において、作

		委員会と協議して定めるも のに限る。)	420	業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
銃器犯罪 捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場 又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、 警戒等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)		勤務1日につき1,640円を超 えない範囲内において、作業 の実態その他の事情を考慮 して、任命権者が知事及び人 事委員会と協議して定める 額
夜間特殊 業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる特殊な業務		勤務1回につき1,100円を 超えない範囲内において、業 務の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は 事故を処理するため、正規の 勤務時間以外の時間におい て緊急の呼出しにより勤務 することを命ぜられて行う、 当該事件又は事故の処理業 務(任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも のに限る。)	千円 5, 193	勤務 1 回につき1, 240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業		作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内 又は原子力災害対策本部長 の指示に基づき設定された 区域等において行う業務を 考慮して人事委員会が定め る区域において行われる作 業のうち任命権者が知事及 び人事委員会と協議して定 めるもの		作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

## ⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合 計	職員1人当たり 平均支給年額
元年度	1,619,206千円	1,928,102千円	3,547,308 千円	370千円
30年度	1,285,140千円	1,792,348千円	3,077,488 千円	320千円

# ⑥ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	,= ,	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある 区分 配偶者 子、 孫、 父母、弟妹、 重度心身障 がい者	職員に対し支給。  手当の額 6,500 円 1人につき子10,000 円、父母等 6,500 円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする	異なる	《国の制度》 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円	2, 841, 045 千円	243, 261 円
	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。			(国の制度) 月額12,000円を超 える家賃を支払って いる職員に対し支	1, 813, 892 千円	277, 056 円
住居手当	区分 借家等 別居する配 偶者のため	手当の額  (家賃月 23,000 円以下) 支給額=家賃相当額-10,500 円 (家賃月 23,000 円超) 支給額=12,500 円+(家賃相当額-23,000 円) ×1/2 (最高支給限度額:27,000 円)  上記の2分の1の額	異なる	給。 借家等 [家賃月 23,000 円以下] 支給額= 家賃相当額—12,000 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額=11,000 円+(家賃 相当額—23,000 円)×1/2		
	(偶者のため) の借家等	<u> </u>				

	は出まれてい	こん電市・バフォンドの大学が用サルウム士		〈国の制度〉		
		とめ電車・バスなどの交通機関又は自動車 ど通用具を使用する職員に対し支給。			2, 808, 962	
				交通用具使用者の支 給額	千円	円
	区分	手当の額	]	2,000 円~31,600 円		
通勤手当	交通 機用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。	異なる	特急列車、高速道の 加算限度額 20,000 円		
	交通具用 者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。 (自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用する ことが必要である職員のうち一定の要 件を満たすものについては、高速道路料 金を加算した額。 (55,000円を超える ときは、その超える額の1/2(上限 30,000円)を55,000円に加算した額)				
任事身赴	者と別席とし、耳	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円~16,000円を加算。		(国の制度) 8,000~70,000円を 加算	437, 172 千円	380, 149 円
		助務時間外又は休日において、宿日直勤務 競員に対し支給。			624, 343 千円	213, 377 円
宿日直手当		区分 手当の額(勤務1回につき) 21,000円 宿日直 4,400円 愛教育諸学校 7,100円 7,400円	同じ			
特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	_	39, 212 千円	92, 919 円
休日給	に勤務でに対して	兄日及び年末年始の休日の正規の勤務時間 けることを命ぜられた職員(教員を除く) て、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じ 頂を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	_	796, 666 千円	156, 669 円

給料の特別調整額	規則で指定応じた額を	だするもの( を支給。 な職 (行政職) (行政職) 表	支給 タ4,800円~130 59,000円~ 80 53,400円~ 74 34,700円~ 54	類 0,700円 0,700円 1,300円	同じ		1, 672, 887 千円	725, 135 円
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。  世帯主である職員 世帯等の区分 抹養親族の おる職員 その他の世帯主である職員 精量 17,800円 10,200円 7,360円		同じ		1, 554, 902 千円	65, 173 円		
初任給調整手当	区が 医師・歯科 理学療法士 作業療法士 特殊な専門	計医師	手当の額 家試験に合格してか に 181,400円〜368, 用後の期間に応じ 000円〜10,000円 用後の期間に応じ 0円〜2,500円	いらの期間に	同じ		75, 538 千円	2, 797, 700 円
務特地對	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として 人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して 、給料月額に支給割合(2級地3.7/100)を乗じて 得た額を支給。		異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	2, 852 千円	46, 748 円		
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前 5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間 当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	_	182, 909 千円	71, 869 円		
指導手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料 月額に4/100を乗じて得た額を支給。					31, 574 千円	171, 598 円	
へき地手当	まれない」学校職員は	山間へき地( こ対して、糸	経済的、文化的 こ所在する学校等 合料月額に支給書 /100) を乗じて得	に勤務する  合(1級地			30, 009 千円	63, 713 円

教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。		1, 098, 959 千円	61, 535 円
教育手当定時制通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。		77, 279 千円	239, 995 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う 農業又は工業の科目を担任する教諭等に対し、 20,000円又は12,000円を支給。		105, 055 千円	231, 908 円

### (10) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

	区	5	<del>}</del>	給料月額等		
給料	知 副	知	事事	1, 292, 000円 996, 000円		
報酬	議副議	議	長長員	996, 000円 870, 000円 813, 000円		
期末	知 副	知	事事	(元年度支給割合) 3.35月分		
手当	議副議	議	長長員	(元年度支給割合) 3.35月分		
退職手当	知副	知	事事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 129万2千円×在職月数×0.53 3,286万8千480円 原則、最終退職時 99万6千円×在職月数×0.38 1,816万7千40円 原則、最終退職時		

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

### (11) 公営企業職員の状況

### ① 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占め る職員給与費比率
元年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2, 674, 281	1, 350, 026	326, 587	12.2	12.0
水道事業	4, 560, 376	767, 661	277, 329	6. 1	6.1

<sup>(</sup>注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費192,064千円を含みません。

G /\	職員数		給	<b>弄</b> 費		一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	56	229,358	63,186	96,802	389,346	6,953
水道事業	56	248, 196	53,244	105, 194	406,634	7,261

<sup>(</sup>注)職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、31年4月1日現在の人数です。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長 野 県	43.4歳	357,140円	557,648円
	団体平均	44.7歳	366,662円	583,120円
1. 14 + 46	長 野 県	49.6歳	387,003円	594,124円
水道事業	団体平均	43.6歳	363,687円	576,360円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

/ 粉木丁크	到他 ] 二	
長	野	県
1 人当たり	平均支給	額(元年度)
電気事業	1,729	千円
水道事業	1,878	千円
(元年度支給害		
期末手当	勤勉手	· 当
2.60 月分		
(1.45)月分	(0.90)	月分
(加算措置の別	:況)	
職制上の段階、関	職務の級等に。	よる加算措置
• 役職加算	$5 \sim 20\%$	
•管理職加算	15~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

手	<b>.</b> 野	県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤 続 20年	19.6695 月	24.586875 月	
勤 続 25年	28.0395 月	33.27075 月	
勤 続 35年	39.7575 月	47.709 月	
最高限度額	47.709 月	47.709 月	
その他の加算措置	定年前早期退職料	F例措置(3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額			
電気事業	- 千円	24,610 千円	
水道事業	- 千円	22,813 千円	

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給 実績(	元年度決算)		8,649 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(元年度決算)		77, 223 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
	%	人	%
電気事業 (全県)	1.7	56	1.7
水道事業 (全県)	1.7	56	1.7

### 工 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(元	年度決算)				千円
		電気事	業		120
		水道事	業		245
支給職員1人	.当たり平均	支給年額(元年度決算)			円
		電気事	業		6, 312
		水道事	業		18, 863
職員全体に占	める手当支	給職員の割合(元年度)			%
		電気事	業		33. 9
		水道事	業		23. 2
手当の種類(	(手当数)				
		電気事	業電気	事業及び水	道事業合計で 6
		水道事	業		
手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の 定な箇所で行う作業	足場の不安	千円 99	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)
		地上又は水面上5メートル以上 15 満の足場の不安定な箇所で行う作業	地上又は水面上 5 メートル以上 15 メートル末 満の足場の不安定な箇所で行う作業 (2		
		橋脚の基礎工事その他河川等におけする工事において地面下 15 メート坑(直径が 15 メートル未満のものに行う作業	ル以上の縦		1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)

橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所 又は地面下5メートル以上の縦坑(直径が5メ ートル未満のものに限る。)で行う作業

土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑 の坑内で行う作業

土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安 定な箇所で行うもの

普通高圧以上の活線作業

特別高圧送電線路における特殊装柱 (開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。) の活線上部作業

水圧鉄管の内部作業

水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業

次の範囲内で活線に近接して行う作業

	距離区分	頭上	側面	足下
11	活線の電圧区分	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内
	3,300 ボルト以 上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8
	22,000 ボルト以 上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2
	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6

電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険 なもの

- (1)送電線路補修作業
- (2)外線作業
- (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業
- (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業

大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附 帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作 業

重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、 救助等の作業

重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、 避難誘導又は広報宣伝の作業

道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの

- 1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)
- 1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)
- 1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)
- 1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)
- 1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)
- 1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)
- 1日につき200円 (4時間未満の場合120円)
- 1日につき200円 (4時間未満の場合120円)

- 1日につき 200円 (4時間未満の場合 120円)
- 1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)
- 1日につき 600 円 (2時間未満の場合 360 円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円
- (2時間未満の場合540円)
- 1日につき 400 円 (2時間未満の場合 240 円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは 600 円
- (2時間未満の場合360円)
- 1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)

		<u> </u>		
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又 は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外におい て行う水門管理の作業		1 日につき 300 円 (2時間未満の場合 180 円)
		ダムにおいて行う 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器 の点検、整備、調査及び測定の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上 作業		1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1 日につき 500 円 (2時間未満の場合 300 円)
取水口危険 作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道 用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 30	1 日につき 500 円 (2時間未満の場合 300 円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道 用水管理事務所の取水門において行うごみ除去 の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満 又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部に おいて行うもの		
有害物 取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1 日につき 300 円 (4時間未満の場合 180 円)
用地交渉 手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者と行う交渉(1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの(2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 0	1 日につき 700 円 (2 時間未満の場合 560 円)。 この場合において、交渉が午後 7 時以後に及ぶときは1,100 円 (2 時間未満の場合 960 円)
浄水検査 手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に 勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例 とする職員が行う当該検査	千円 236	1 日につき 400 円 (2時間未満の場合 240 円)
感染症防疫 等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 2条に定める家畜伝染病のうち豚コレラ、高病 原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフル エンザのまん延を防止するために行う家畜のと 殺、家畜の死体の焼却若しくは埋葬又は畜舎等 の消毒の作業	千円 0	1 日につき 300 円 (4時間未満の場合 180 円)

### 才 時間外勤務手当

支給実績 (元年度決算)		千円
	電気事業	26, 427
	水道事業	21, 401
職員1人当たり平均支給年額	(元年度決算)	千円
	電気事業	562
	水道事業	437
支給実績(30年度決算)		千円
	電気事業	18, 745
	水道事業	15, 421
職員1人当たり平均支給年額	(30年度決算)	千円
	電気事業	408
	水道事業	315

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名		内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
	扶養親族のある	職員に対し支給。			刊	円
	区分	手当の額				
	配偶者	6,500円			電気事業	電気事業
	子、孫、	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。		〈国の制度〉 配偶者、父母等…	9, 463	270, 357
扶養手当	母、弟妹、 重度心身障	なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1	異なる	行政職俸給表(一)	水道事業	水道事業
当	がい者	日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に	,,,,,,	7級以下6,500円 8級以上3,500円	7, 071	202, 029
		ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の		子…10,000円		
		扶養手当の月額とする。				

			月額10,500円を超える家賃を支払 対し支給。		国の制度〉	千円	円
住居手当	借	会 ない ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	手当の額  (家賃月 23,000 円以下) 支給額=家賃相当額-10,500 円 (家賃月 23,000 円超) 支給額=12,500 円+(家賃相当額-23,000 円)×1/2 (最高支給限度額:27,000 円)  上記の2分の1の額	異なる	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下支給額= 家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超]支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	電気事業 1,994 水道事業 1,383	電気事業 249, 250 水道事業 197, 571
通勤手当		交通61めあの額 たの55, かか特るに) だ超00使( たこ件金と 用自 だとををき 見 しが満加は	・バスなどの交通機関又は自動車を使用する職員に対し支給。  手当の額 定期券等の価額により一括支給。 当たりの運賃等相当額(通勤のた列車等を利用することが必要で 員のうち一定の要件を満たすもいては、特急料金等を加算した 55,000 円まで。 、55,000 円を超えるときは、そる額の 1/2 (上限 30,000 円)を 円に加算した額。  離に応じて2,460 円~41,050 円。車・バイク・自転車とも同額)、通勤のため高速道路を利用する必要である職員のうち一定の要たすものについては、高速道路料算した額。(55,000 円を超える、その超える額の 1/2 (上限円)を 55,000 円に加算した額)	異なる	(国の制度) 交通用具使用者の支給額 2,000円~31,600円特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 電気事業 7,702 水道事業 8,034	円 電気事業 171, 163 水道事業 154, 492
任単身赴	者と別りとし、単	居する職 職員の住	の移転により、同居していた配偶 員に対し支給。基本額は30,000円 居と配偶者の住居との距離に応じ 0円を加算。	異なる	《国の制度》 8,000~70,000円 を加算	千円 電気事業 912 水道事業 0	円 電気事業 456,000 水道事業 0

							7111	m
			泪において、 1回につき4,				千円電気事業	円 電気事業
宿日直手当	0				同じ		電X事業 35	4,400
当					lu) O		水道事業	水道事業
							26	4, 400
答	公務の運営の	D必要により	週休日又は休	日に勤務し			千円	円
管理職員特別勤務手当	地位にある暗	銭員に対し支		]につき			電気事業	電気事業
     別	12,000 円以向 18,000 円以向			の場合には	同じ	_	165	41, 250
勤務主							水道事業	水道事業
当							118	23, 600
			職員のうち、				千円	円
給料	規則で指定す 応じた額を支		して、その職	場・職責に			電気事業	電気事業
り、特に	職			盾	同じ	_	8, 096	899, 600
給料の特別調整額	部長級(行	政職) 94	4,800円~130		1,45		水道事業	水道事業
額	課長級(行	<b>政職</b> ) 59	9,000円~ 80	), 700円			6, 629	946, 971
			務する職員に				千円	円
	補填する趣旨	旨で、11月2	よる暖房費等から翌年3月	までの期間、			電気事業	電気事業
	条例で定めた  給。	に額を職員の	世帯等の区分	た応じ支			4, 072	72, 714
寒冷地手当		世帯主で	なる職員		同じ		水道事業	水道事業
型手当		失養親族のある職員	その他の世帯主である	その他の 職員	HJ C		3, 885	73, 302
			職員					
	月額	17,800円	10, 200 円	7, 360 円				
			地に所在する			<国の制度>	千円	円
務 手 当 勤	、給料月額に	支給割合(	に勤務する職 2級地3.7/10	類に対して 10) を乗じて	異なる	2級地の支給割	0	0
当勤	得た額を支給	A H <sub>0</sub>				合 8/100		
夜			午後10時から				千円	円
夜勤手当	当たりの額に	こ25/100を乗	職員に対して じて得た額を				電気事業	電気事業
	間数に応じて	文紀。			同じ	_	2	2, 263
							水道事業	水道事業
							0	0
L	1				l	1		

### 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1)採用試験の日程(令和元年度)

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
	行政A	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日~19日 7月26日~8月5日 長野市	8月20日
	行政B	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	4月14日 長野市 松本市	5月17日・20日 5月24日・27日 長野市	6月3日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)		次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による 学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月22日 長野市 松本市 東京都	10月11日・15日 10月18日・21日 長野市	11月1日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人生まれた人生まれたに生まれたに生まれた人生まれた人物教育法に生まれた人物を除る。)のでは一次で、学を除る。)のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日~19日 7月26日~8月5 日 長野市	8月20日

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降にとまれた人で、学校教育法にを 学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに 卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に去る大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に去まれた人で、学校教育法による本学した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日~19日 7月26日~8月5 日 長野市	8月20日
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に去す 学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生る 次で、学校教育法にを本 学(短期大学を除く。)を で、会でで で、会でで というの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する る欠格条項に該当しない人			
	総合土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6 0 73 H	7月9日~19日 7月26日~8月5 日 長野市	8月20日
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれたに生まれたに生る卒でに短期大の一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では			

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②中成10年4月2日以降にとまれた人で、学を験る。)まれた人で、学を除く。)まれた人で、学を除る。)を当まれた人で、③日本国籍を計る人の一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つので、一つのでは、一つので、一つのでは、一つので、一つので、一つので、一つので、一つので、一つので、一つので、一つので	6月23日	7月9日~19日 7月26日~8月5	
	管理 栄養士	次の①又は②を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10 年4月1日までに生まれた人。 ②平成10年4月2日以降2年以下、学校教育法に生まれた人生。 ②平成10年4月2日以降による等れた人生。 学を除く。)を当時による卒じた。 学では、学を除る。)を業見込みの人の一方で、大学を除る。 ので、学を除る。)を業別では、大学を除る。 ので、学を除る。)を業別では、大学を除る。 ので、学を除る。)を業別では、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは	長野市 安曇野市 7月26日~8月5 日 長野市		8月20日
	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人			
	電気	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	農業	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月22日 11月5日~11月8 日 長野市	11月17日
	総合土木	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者 決定日
	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②中成10年4月2日以降に生まれた人 学(短期大学を除く。)を卒業 した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	鑑識 化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人 ②平成大で、学校教育法にとまれた人学(短期大学を除く。)をで とた人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月25日 長野市 松本市	7月21日 長野市	8月6日
	情報処理	次の①又は②を満たす人。 ①昭和59年4月2日から下、成10年4月10年4月10年4月2日生まれに名率で、 ②平成10年4月2日対称にに、 ②平成10年4月2日前に生まれたにとりで、 (短期はで、大学を除る。 (短期はで、大学をからでは、 一年で、大学をからでは、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一本では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、			
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成8年4月2日から平成12 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月20日 11月1日 長野市	11月20日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人		6月1日 6月17日~21日 長野市	7月3日

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第1回)	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月まで に卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月1日 6月17日~21日 長野市	7月3日
<b>長</b> 野 目 数 <b> </b>	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成13 年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月まで に卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市	6月2	
長野県警察官採用試験 (B・令和元年10月採用)	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成13 年4月1日までに生まれた女 性。ただし、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は令和2年3月まで に卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	松本市東京都愛知県	6月24日〜26日 長野市	7月3日
次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に れた男性で、学校教育法に 大学(短期大学を除く。) 男性 男性 第した人又は令和2年3月 に卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に表 る欠格条項に該当しない。		①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人	7月14日 長野市	8月3日	9月6日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第2回)	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人②日本国籍を有する人③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	松本市東京都東知県	松本市8月20日~22日東京都長野市	

試験の名称	試験 区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第2回)	サイバ捜官	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学を験では、 一次教育で、 一次教育をはまる卒で、 一次教育をはまる卒で、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	7月14日 長野本京知東愛知県	8月3日 8月20日〜22日 長野市	9月6日
長野県警察官採用試験	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13 年4月1日までに生まれた男 性。ただし、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は令和2年3月まで に卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月22日 長野市	10月20日 10月25日~30日	11月20日
長野県警察官採用試験 (B・令和2年4月採用)	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13 年4月1日までに生まれた女 性。ただし、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は令和2年3月まで に卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人	塩尻市	長野市	117,20 µ
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成14 年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定す る欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月22日 11月5日~11月8日 長野市	11月20日

# (2) 採用試験の実施状況(令和元年度)

試験の名称	試験 区分	採 用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
	行政A	40名程度	409	325	146	138	49	6. 6
	行政B	15名程度	431	367	85	79	31	11.8
	行政B 【秋季 チャン ス】	5名程度	227	141	33	26	11	12.8
	社会福祉	5名程度	19	16	7	7	4	4. 0
	心理	若干名	20	18	9	8	3	6. 0
	電気	若干名	15	11	10	9	4	2.8
	機械	若干名	6	5	3	3	2	2. 5
長野県職員採用試験	化学	5名程度	20	13	9	9	6	2. 2
(大学卒業程度)	農業	15名程度	41	32	26	23	14	2. 3
	水産	若干名	4	3	2	2	1	3.0
	総合土木	15名程度	31	22	16	16	13	1. 7
	建築	5名程度	6	5	4	3	3	1. 7
	林業	5名程度	22	18	14	14	9	2. 0
	薬剤師	若干名	6	3	2	2	2	1.5
	保健師	5名程度	17	14	11	11	8	1.8
	管理 栄養士	若干名	20	17	6	5	2	8.5

試験の名称	試験区分	採 用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
	行政	5名程度	97	79	14	8	5	15.8
	電気	若干名	10	8	5	5	2	4. 0
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	農業	若干名	9	7	6	6	1	7.0
	総合土木	若干名	9	8	2	1	1	8.0
	林業	若干名	4	4	4	1	1	4.0
	行政	5名程度	80	60	21	21	7	8.6
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	鑑識 化学	若干名	16	14	12	10	1	14. 0
	情報 処理	若干名	2	2	2	1	1	2.0
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	97	82	29	29	6	13. 7
長野県警察官採用試験 (A) (令和2年4月採用第	男性	60名程度	398	282	236	160	75	3.8
1回)	女性	10名程度	104	71	50	34	16	4.4
	男性	15名程度	246	106	81	50	15	7. 1
長野県警察官採用試験 (A) (令和2年4月採用第 2回)	女性	5名程度	57	30	27	19	6	5.0
	サイバー 犯罪捜査 官	若干名	3	2	2	0	_	_
長野県警察官採用試験	男性	15名程度	205	161	87	77	20	8. 1
(B) (令和元年10月採用)	女性	5名程度	41	27	16	15	5	5. 4
長野県警察官採用試験	男性	35名程度	253	182	149	128	40	4.6
(B) (令和2年4月採用)	女性	5名程度	100	73	37	31	12	6. 1
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	15名程度	293	227	53	47	18	12.6

# (3) 採用選考の実施状況(令和元年度)

### ① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

選考	選考区分	採 用 予定者数 (人)	申込者数	1次考查 受験者数 (人) A	1次考查 合格者数 (人)	2次考查 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
	行政 (一般枠)	5名程度	164	110	29	27	6	18.3
第 1	社会福祉	若干名	11	7	3	3	1	7.0
□□	総合土木	5名程度	7	4	1	1	1	4.0
	電気	若干名	3	2	2	1	1	2.0
	行政 (一般枠)	10名程度	299	213	41	38	11	19. 4
	行政 (地域活力創造枠)	5名程度	66	46	12	12	5	9. 2
	社会福祉	5名程度	21	13	11	11	10	1.3
	心理	5名程度	6	4	4. 0	4. 0	2. 0	2.0
	機械	若干名	7	5	3	3	1	5.0
	農業	若干名	8	7	4	3	2	3. 5
第 2	水産	若干名	1	0	_	_	_	_
旦	総合土木	5名程度	11	8	6	5	3	2.7
	林業	若干名	4	3	2	2	1	3. 0
	建築	若干名	2	1	1	1	0	_
	化学	若干名	11	5	4	4	2	2. 5
	薬剤師	若干名	2	2	2	2	2	1. 0
	保健師	若干名	3	3	3	3	1	3. 0
	管理栄養士	若干名	10	9	7	7	1	9.0

# ② 身体障がい者を対象とする職員採用選考

職種	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員	10名程度	110	87	9	9. 7
警察行政職員	若干名	45	37	1	37. 0
小中事務	若干名	43	35	0	_

## ③ 県職員(南信工科短期大学校の教授、准教授又は講師)採用選考

職種	受験者数	合格者数	競争倍率
	(人)	(人)	(倍)
	A	B	A/B
教授、准教授又は講師	1	1	1. 0

# ④ 県職員 (工業技術総合センター主任研究員又は研究員) 採用選考

職種	受験者数	合格者数	競争倍率
	(人)	(人)	(倍)
	A	B	A/B
主任研究員又は研究員	1	1	1. 0

## ⑤ 県職員(ヘリコプター操縦士及び整備士)採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
ヘリコプター操縦士	15	1	15. 0
ヘリコプター整備士	3	2	1. 5

### ⑥ 県警行政職員採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
ヘリコプター操縦士	16	2	8. 0
航空整備士	9	2	4. 5
保健師	3	2	1. 5
情報処理	3	1	3. 0
建築士	1	0	_

### ⑨ 県警察官(サイバー犯罪捜査官)採用選考

職種	受験者数	合格者数	競争倍率
	(人)	(人)	(倍)
	A	B	A/B
巡査、巡査部長又は警部補	1	0	_

#### 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況(令和元年)

### 第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を 維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与と の均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

### 第2 職員の給与

#### 1 職員給与と民間給与の比較

企業規模・事業所規模50人以上の県内199民間事業所を抽出し、従業員8,042人の給与月額等を調査(完了率 91.0%)

#### (1) 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、 学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与	職員の給与	較 差
(A)	(B)	(C)=(A)-(B) (C/B×100)
382,077円	381, 873円	294円(0.08%)

### (2) 特別給 (ボーナス)

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給月数	職員支給月数	較 差		
(A)	(B)	(A)-(B)		
4. 43月分	4. 45月分	△0.02月分		

### 2 給与改定の内容

#### (1) 給料表

人事院が勧告した俸給表に準じることを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視 し、一定の調整を行うことにより初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定

### (2) 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給月数(4.43月分)とおおむね均衡しているため、改定を行わない。

#### (3) 住居手当

職員宿舎使用料等を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を1,500円引上げ(10,500円 $\rightarrow$ 12,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を700円引上げ(27,000円 $\rightarrow$ 27,700円)

#### (4) 初任給調整手当

獣医師の確保が困難となっていることから、他の都道府県の状況等を踏まえ、獣医師に対する初任給調整手当を新設

#### 3 実施時期

平成31年4月1日から実施。ただし、住居手当及び初任給調整手当については令和2年4月1日から実施

### 第3 人事管理に関する課題

#### 1 人材の確保・育成・活用

- ・ 多様な有為の人材の採用に向けて、社会情勢の変化に即した職員採用制度の見直しを逐次行っていくとともに、長野県職員として働くことの魅力をより効果的に発信していくなど、積極的に人材確保策を展開していく。採用が困難となっている一部の技術職種について、人材確保に向けた新たな取組を引き続き検討していくことが必要
- ・ 次代の県政を担う若手・中堅職員の育成は重要な課題。職員が主体的なキャリア形成意識を持ち、学び続け、成長していけるよう支援していくことが重要。管理・監督の立場にある職員が、 リーダーシップを発揮し、適切なマネジメントを行うことが必要
- ・ 女性活躍推進の観点から、職員採用試験における女性の受験者増加に向けた取組を進めるとともに、女性職員の登用を推進していくために、職域の拡大を図りつつ、家庭生活とキャリアを両立しながら働くことができる職場環境づくりに一層取り組むことが重要
- ・ 人事院は本年8月、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請。 今後、国の関係法令の改正状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて引き 続き検討を進めていくことが必要
- ・ 再任用希望者の意欲や能力、適性等に応じて、適切な業務や職位へ配置するなど、定年前に培った能力と経験を本格的に活用していくことが必要。なお、55歳を超える職員の昇給抑制についても、引き続き検討していくことが必要

#### 2 仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等

- ・ 年齢や性別にかかわらず職員が育児や介護に関する両立支援制度を有効活用できるよう、制度の 周知や相談体制の整備に努めるとともに、職場全体で制度を活用している職員をサポートするとい う意識の醸成を図っていくことが重要
- ・ 不妊治療と仕事の両立も重要な課題であり、民間の状況や他の都道府県の状況等を注視し、不 妊治療を受けやすい制度の導入を検討していくことも必要
- ・ ワーク・ライフ・バランスを一層推進していくため、柔軟で多様な働き方を可能とするための勤 務時間制度や休暇制度について、今後も検討していくことが必要
- ・ 風通しのよい組織づくりに努め、コンプライアンスを一層推進していくことが重要。職場等におけるハラスメントの防止のため、研修等を通じた職員への周知及び指導を進め、明るく働きやすい職場環境づくりに努めることが重要
- ・ 会計年度任用職員制度への円滑な移行に向けて、十分な準備を進め、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが必要
- ・ 人事院は、非常勤職員の休暇について、夏季休暇を設けることとしており、本県においても検討 を行っていくことが必要
- 身体障がい者に加え知的障がい者、精神障がい者の採用を進めるとともに、障がいの特性に応じて、その能力が十分に発揮され、職場に定着できるよう、活躍の場の拡大や合理的配慮を推進することが必要

### 3 働き方改革と時間外勤務の縮減

- ・ 本年4月に時間外勤務の上限を定めたところであり、制度を適切に運用していくことが必要。 やむを得ず長時間の時間外勤務命令をせざるを得ない場合には、医師による面接指導が適切に行わ れることが重要
- ・ 時間外勤務の縮減は、職員の健康保持のみならずワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の 向上の観点からも極めて重要な課題であり、同時に働き方改革にも積極的に取り組むことが重要。 今後も各任命権者において実効性のある取組を続けていくことが重要
- ・ 長時間労働を是正する取組を推進していく上では、管理・監督の立場にある職員を含めた全ての職員の時間外勤務及び在庁の状況の把握に努めることが必要であり、勤務時間を客観的に把握する方策を具体的に検討していくことが必要
- ・ 年次休暇等を有効に活用できるよう、取得促進のための取組を推進していくことが必要

### 10 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和元年度)

		令和元年度						
	平成30年度末 (31.3.31) 係属件数	新規 請求 件数	処理件数					令和元年度末
区分			判定					(2.3.31) 係属件数
			全部 容認	一部 容認	全部 否認	却下	取下げ	
給 与	0							0
旅費	0							0
勤務時間	0							0
休暇	0							0
執務環境	0							0
厚生福利	0							0
転 任	0							0
任 用	0							0
その他	0							0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

## 11 不利益処分に関する審査請求の状況(令和元年度)

区分			平成30年度末 (31.3.31) 係属件数	令和元年度						
				新規 請求 件数	処理件数					令和元年度末
					判定				(2.3.31) 係属件数	
					処分 承認	処分 修正	処分 取消	却下	取下げ	
分	免	職	0							0
限処分	休	職	0							0
	降	任	0							0
懲戒処分	免	職								0
	停	職	0							0
	減	給	0							0
	戒	告	0							0
そ	の	他	0							0
	計		0	0	0	0	0	0	0	0